

小・中学生向け消費者教育教材 「かしこい消費者のススメ」 を活用した講師派遣のご案内

無料

愛知県では、小・中学校からの申込みに応じて、無料で講師を学校に派遣し、「かしこい消費者のススメ」を活用した出前授業等を実施しています。

活用場面例

- ・ 出前授業（家庭科や社会科、総合的な学習の時間の授業）
- ・ 学校公開日の講演会
- ・ PTA研修会 など

保護者の方も対象です。



授業の内容

学校からのご要望に応じて、授業で取扱う内容は相談させていただきます。
クイズやワーク形式などで、実践的に学ぶことができます！

小学生の内容例

消費者チェックをしてみましょう

① 節約って？

パンを半分まで食べ残して、残りを捨てるのは、節約ですか？

はい / いいえ

② お金上手な使い方は？

今更にお金を使いたくないから、買いたくないものを無理に買ってしまうのは、お金上手な使い方ですか？

はい / いいえ

③ 友達に貸したものを返さなかったら？

友達に貸したものを返さなかったら、どう思いますか？

はい / いいえ

④ プレイカードって？

お友達と遊ぶときに、お友達に貸すカードを返さなかったら、どう思いますか？

はい / いいえ

⑤ ゲーム課金って？

オンラインゲームをするためのアイテムが100円、ほしいアイテムがあるけど、すぐに買いますか？

はい / いいえ

あひぽん

中学生の内容例

成年年齢が18歳に！

2022年4月から、民法の改正により成年年齢（成人になる年齢）が、20歳から18歳に引き下げられました。
成年に達すると、保護者の同意がなくても自分の意思で様々な契約ができるようになりますが、「未成年者取扱い」が適用されなくなります。契約は慎重に行いましょう。

18歳（成年）になったらできること

- 保護者の同意がなくても契約できる
- スマートフォンの契約をする
- ローンを組んで自動車を購入する
- クレジットカードを作る（作成には審査があります） など

20歳にならないとできないこと

- 飲酒・喫煙をする
- 公営ギャンブル（競馬、競輪、競艇）の投票券（馬券など）を買う など

契約クイズ

契約だと思うものに○をつけましょう（○をつけた理由も考えましょう）。

① 本屋で本を買う

② オンラインゲームで課金する

③ 放課後、友だちと遊ぶ約束をする

④ 病院でお医者さんにみてもらう

契約クイズの答え ③以外は全部契約

エシカル消費って何？

エシカル消費とは、倫理的な消費という意味で、人や社会、地域、環境に配慮した商品やサービスを選んで消費することを「エシカル消費」といいます。
愛知県では、「私が変わる 未来を変える」を合言葉に「エシカル消費」に取り組んでいます。

エシカル消費のメリット

- ・ 環境にやさしい商品やサービスを選ぶことで、地球環境の保全に貢献できる
- ・ 地域産品や国産品を選ぶことで、地域経済の活性化に貢献できる
- ・ 労働環境がよい企業や社会貢献活動に取り組んでいる企業を選ぶことで、社会の発展に貢献できる

トラブル1 オンラインゲームの課金で...

① おっ！ おもしろそうゲーム！
② 無料みたいだしダウンロードしてみよう
③ このアイテムもほしいな！
④ ゲーム内課金 9万円って何？

どうすればよかったと思いますか？

<自分の考え> _____

<友だち・家族の考え> _____

中学生に多い消費者トラブルって？

インターネットの利用と消費者トラブル

スマートフォン（スマホ）やタブレット端末などの普及によってインターネットを利用する機会が増えました。インターネットはとても便利ですが、トラブルに巻き込まれるケースが増えています。

<オンラインゲームでの高額課金>

Point クレジットカードを不正に利用することは、未成年者であっても責任を問われる可能性があります。オンラインゲームを始めるときは、保護者に相談して、内容や料金を確認し、誰が利用や金額など、あらかじめルールを決めておきましょう。

お申し込みにあたっての留意点

- 申込時期** 原則、開催予定日の50日前まで
- 講師費用** 無料
- その他** 開催場所は、申込者側でご用意ください。

申込方法

裏面の講師派遣依頼書に必要事項を記入の上、FAX（052-961-1317）でお申し込みください。

依頼書はホームページからダウンロードの上、メールでもお申し込みいただけます。
メール：kenminseikatsu@pref.aichi.lg.jp



トラブルに遭ったり、不安な場合はお早めにご相談ください。

消費者ホットライン

188

(いやや！)

身近な消費生活相談窓口になります。

局番なし

～問合せ先・発行～

愛知県県民文化局 県民生活課 消費生活相談・消費者教育グループ
〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2
☎ 052-954-6603

年 月 日

講師派遣申込書

下記のとおり、「かしこい消費者のススメ」を使用した出前授業を開催いたしますので、講師を派遣して下さるよう申込します。

申 込 者		学校・団体等名： 責任者名： 担当者名： 住 所：〒 電話番号： (E-mail：)		
開 催 希 望 日 時 (クラスごとの授業を希望する場合は時間を分けてください)		第1希望 年 月 日 ()		
		① 時 分 ～ 時 分		
		② 時 分 ～ 時 分		
		③ 時 分 ～ 時 分		
		第2希望 年 月 日 ()		
		① 時 分 ～ 時 分		
		② 時 分 ～ 時 分		
開 催 場 所		① 会 場		
		② 住 所		
		③ 場 所	1 普通教室 2 講堂・体育館 3 その他 ()	
備 品 ・ 機 材 (該当する番号を○で囲む)		1 パソコン・タブレット(パワーポイント) 2 インターネット利用 3 DVD再生 4 プロジェクター 5 スクリーン 6 マイク 本 7 その他 ()		
対 象 者 等		(例) 小学校5年生・保護者	人 数	人
対 象 教 科 等 (該当する番号を○で囲む)		1 社会科 2 家庭科 3 総合的な学習の時間 4 学校行事等 ()		
講 座 内 容 (該当する番号を○で囲む)		【小学生】 1 契約 2 お金の使い方 3 環境のことを考える 4 プリペイドカード 5 消費者トラブル 【中学生】 1 契約 2 支払方法 3 エシカル消費 4 悪質商法 5 消費者トラブル		
最 寄 駅 ・ バ ス 停 か ら 会 場 ま で の 経 路		J R ・ 近 鉄 ・ 名 鉄 ・ 地 下 鉄 ・ () バス () 駅・バス停から 分		
講師派遣を知ったきっかけ (該当する番号を○で囲む)		1 前回利用した 2 リフレット 3 あいち暮らしっく 4 あいち暮らしWEB 5 その他 ()		
備 考				